

「家畜商データベース・システムの構築」に係るシステム開発業務仕様書

1 調達件名

一般社団法人日本家畜商協会（以下「家畜商協会」という）は、農畜産業振興機構の補助を受け、生産者が多様な購入先（家畜商を通じて家畜市場から）から肉用牛を導入出来るように、遠隔地からの肉用牛導入をサポートする仕組みを構築する。

具体的には、農場から遠い地域の家畜市場に足を運ばずに素牛購入を可能にするため、各地の購買代理認人（家畜商）のデータベース化・公表を通じて購買希望者と代理人のマッチングをおこなう場所を提供する。

別紙（家畜商データベース・システム提案依頼書）のとおり家畜商データベース・システムの構築に係るシステム開発をおこなうこととする。

2 作業の概要

（1）業務の目的等

この度、家畜商データベース・システムの開発を行うことにより、全国の家畜商、家畜商業協同組合（以下「家畜商組合」という）及び家畜商協会は、下記の効果を楽しむことができる。

- ① 全国の家畜商の事業拡大と社会的認知拡大による地位向上
- ② 全国の畜産農家や家畜商や家畜商組合及び家畜商協会との間での情報流通促進
- ③ 家畜市場の「見える化」を促進し業界発展の一助とする

（2）委託業務の概要（詳細は別紙1を参照）

- ① 全国の家畜商、家畜市場を網羅したデータベース・システムの構築

3 委託業務の推進等

（1）委託業務の推進

委託業務の推進方法について提案し、家畜商協会の承認を得ること。

（2）スケジュール及び開発体制

令和2年12月18日までにスケジュール及び開発体制を明確にし、以下の資料を提出すること。

- ① 開発スケジュール（工程別、要員別に記載すること）
- ② 開発体制（類似業務経験者を記載）
- ③ 類似業務・開発経験・実績
類似業務（牛トレサビリティー業務、牛流通関連業務、補助金業務）と類似システム開発の実績一覧を提出すること。従事者名を記載すること。
- ④ 開発にあたっては担保管理、預託牛の管理、牛トレサビリティー等に知見及び開発経験（コンサルティング、システム開発、仕様等）を有している担当者が当たること。類似業務の経験、開発実績の一覧表
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を証明する書類
- ⑥ その他「入札の実施について（公告）」の4の（2）に定める書類

4 開発方法等

（1）基本設計書の調整

別紙「家畜商データベース・システム提案依頼書」に基づいて基本設計書作成し納品すること。

（2）基本設計書に基づく詳細設計

- ① 基本設計書に基づき、家畜商協会の要望・意見を考慮して詳細設計を行うこと。

なお、今後とも原則として公募入札により仕様内容の変更・追加を行うこととなるので、他社も詳細設計書の仕様内容の変更・追加できるように設計すること。

- ② 本仕様書に記載されていない機能であっても、家畜商協会と受注者が協議し、委託業務遂行上必要と判断されたプログラムについては追加・修正すること。

ただし、変更量が当初の予定より大幅に増加する場合には、協会および受注者が協議し双方の了解で有効とする。

(3) 家畜商協会の確認

- ① 基本設計書またはサンプルプログラム等で受注後1か月以内に家畜商協会の承認を得ること。
② その後も進捗状況及び問題点等を適宜報告すること。

5 開発環境等

- ① 本業務の遂行に必要な開発環境及びテスト環境等についてはすべて受注者が負担すること。
② 開発に使用するツール、データベース、開発言語等については、受注者が任意に選定する。

6 開発情報の提供

(1) 貸与物件

なし

7 納品物

以下の納品物について、電子ファイルは適切な媒体に収録し、紙媒体はファイルに綴じて各2部納品すること。

(1) ドキュメント類 (①～②について、電子ファイル及び紙媒体各2部)

- ① システム基本設計書
② システム操作説明書

(2) プログラム類 (①～②について、電子ファイル2部)

- ① ソースプログラム
② 実行プログラム
③ その他

8 履行期限

令和3年2月26日(金)

9 納入場所

家畜商協会および家畜商協会が指定するパソコン(インストール)。

10 利用者への教育・訓練(期限:令和3年3月31日)

家畜商協会担当者及び家畜商組合担当者にシステムの運用・管理・維持を行っていく上で必要な教育を家畜商協会が指定した場所・日時に実施すること。

(1) 説明内容等

- ① プログラム内容(データベース更新、処理条件等)
② データベースの項目と更新タイミング
③ システム運用・操作

(2) その他

上記以外で受注者が必要な事項又は協会からの要望事項があれば実施すること。

ただし大幅な費用が増加すると判断される場合は、協会および受注者で別途協議し双方の合意を得て進めることとする。

11 瑕疵担保責任

(1) 瑕疵担保期間

- ① 納入物の瑕疵担保期間は、検収後1年間とする。
- ② 検収後1年間は、不具合(不具合を解消するための軽微な変更、プログラムの更新を含む)は無償で対処すること。

(2) 瑕疵発生時の対応

障害について問い合わせを受けた受注者は、速やかに原因究明及び復旧作業に協力すること。

- ① プログラムの瑕疵による障害発生には、家畜商協会等から連絡を受けた時より24時間以内に一時対応し、その後の処置について家畜商協会担当者の指示を仰ぎ、誠意を持って速やかに解決を図ることとする。
- ② プログラムの変更作業等は適宜、家畜商協会担当者の了解を得て進めることとする。

(3) 報告

障害対応を実施した際は、文書にて報告を行うこと。

12 家畜商協会の環境によるシステム検収

(1) インストール及び環境設定

開発したシステムのインストール及び動作環境の設定を行うこと。

(2) 検収の実施体制

家畜商協会は、開発を依頼したプログラムの機能等について検収・確認を行う。

(3) 不具合の解消

不具合が確認された場合、受注者は速やかにシステムを修正し、解消すること。

13 その他

(1) 入札者の要件

- ① 仕様書に示す内容を理解できること(基本設計の内容については説明しない。)
- ② 開発担当者は類似システムの開発経験、肉用牛及び牛トレサビリティ制度に関する知見を有すること。基本設計書を理解するためにも、牛の生産(繁殖)、肥育(導入)、家畜取引、と畜、資金調達、債権管理など業務特有の知見は必要となる。
- ③ 納入期限内に確実に履行できること。
- ④ 本システム開発のための環境が整っていること(サーバ、OS、関連情報機器等)。
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」(ISMS)の認証を有していること。
- ⑥ その他「入札の実施について(公告)」の2に定める要件を満たしていること。

(2) その他

検収後1年間は、家畜商協会からの当該システムに係る、運用・操作、プログラムの内容等に関する問い合わせに対処すること。

この場合、受注者が家畜商協会に出向いて頂くことがあることに留意ください。

以上